

国立公園及び国定公園の調査要領

国立公園及び国定公園の指定、公園計画の決定、公園区域の変更並びに公園計画の変更にあたっての調査は、公園の特性（風景形式、景観区の主題及び核心地域）を踏まえ、本要領を参考にして必要な事項について実施する。

調査にあたっては、自然環境保全基礎調査、学術論文、観光ガイド、登山地図等の既存の文献による調査及び専門的知見を有する者、行政担当者、事業者等へのヒアリング調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施する。収集した情報については、地理情報システム（GIS）として整備することが望ましい。また、指定等を行う予定区域に接する周辺部についても調査することが望ましい。

1. 景観要素

(1) 地形

- ・陸域については、縮尺2万5千分の1地形図（国土地理院発行）及び衛星写真又は航空写真を収集する。
- ・海域については、縮尺5万分の1又は縮尺1万分の1海底地形図及び日本全域海岸線データ（財団法人日本水路協会発行）を収集する。
- ・以下の地形項目に該当する地形の分布を調査するとともに、写真撮影を行い、写真撮影位置及び写角を記録する。そのうち、特に重要な地形については、地形の成因、伝説、いわれ、地名の由来等に関する情報の収集を行う。
- ・第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査、日本の典型地形（国土地理院）、日本の地形レッドデータブック第1集及び第2集（2000・2002、小泉・青木）等に選定されている地形について調査するとともに、世界又は日本ジオパークに登録されているジオサイトについても位置、内容等を調査する。

表 地形項目

①大地形	大起伏山地、小起伏山地、隆起準平原のある山地・丘陵、断層山地・地塁、曲隆山地、丘陵、洪積台地、曲降盆地、断層盆地、堆積平野、多島海
②地殻の変動による	非火山性孤峰、構造盆地、地震断層、活断層崖（横ずれ含む）、その他の断層崖、撓曲崖、活褶曲、衝上断層、断層湖、堰止湖、

地形	隆起波食棚、隆起海食洞、隆起サンゴ礁、二重山稜・線状凹地、地割れ、噴砂現象、断崖・岩壁、岩塊斜面・岩海
③火山の活動による地形	成層火山、火山岩尖、溶岩円頂丘、火山碎屑丘、寄生火山（火山）、火口、爆裂火口、カルデラ（カルデラ壁）、火口湖、カルデラ湖・火山原湖、溶岩流、溶岩台地、火山性高原、火砕流台地、火砕流凹地、火山麓扇状地、流れ山（流丘）、堰止湖、溶岩末端崖、溶岩トンネル、枕状溶岩、溶岩樹型、地獄・泥火山・噴泉塔、火山岩頸
④地質を反映した地形	カルスト台地、カッレンフェルト、ドリーネ、ウバーレ、ポリエ、鍾乳洞、石灰華段丘、石灰華ドーム、円錐カルスト、塔状カルスト、沈水カルスト、平頂峰（キャップロック）、メサ、ビュート、ケスタ、非対称谷、残丘、花崗岩ドーム、岩峰・岩峰群、奇石怪石・巨石群、天然橋・岩門・石門、柱状節理・板状節理、バッドランド、地すべり地、地すべりによって生じた凹地、池、千枚田、蜂の巣状構造
⑤河川的作用による地形	峡谷、懸谷、滝及び滝壺、ナメ・淵、甌穴群（ポットホール）、土柱、穿入蛇行、還流丘陵、河川争奪地形、風隙、谷中分水界、堰止湖、湖岸段丘、谷底平野、谷戸（谷津・谷地）、埋積谷、河岸段丘及び段丘崖、瀨、瀬、扇状地、沖積錐、合流扇状地、網状流、天井川、水無川、湧泉・湧泉群、自然河川、自由蛇行（自然蛇行）、自然堤防、旧河道、後背湿地、河畔砂丘、三日月湖、落堀（押堀）、三角州、延長川、マッドランプ、残丘、断崖・岩壁
⑥海的作用による地形	多島海、リアス海岸（溺れ谷）、岩石海岸、波食棚、海食台、鬼の洗濯岩、海成段丘、海食崖、海食洞、岩門、ノッチ、潮吹き穴、きのこ岩、甌穴群（ポットホール）、岩礁、砂浜、浜堤、砂州、砂嘴、トンボロ及び陸繋島、砂紋、砂丘・風紋、砂丘間湖、三稜石、潟湖（ラグーン）、干潟（前浜干潟、河口域干潟、潟湖干潟）、マングローブ湿地、サンゴ礁、礁湖、ビーチロック、サーフベンチ、津波石
⑦氷河・周氷河的作用による地形	カール、氷食による岩壁、アレート、氷食尖峰、氷食谷、羊背岩、モレーン、周氷河性波状地、デレ、化石周氷河現象、岩塊流、岩石氷河、化石構造土、クリオペディメント、麓層面、永久凍土、パルサ、構造土、アースハンモック、谷地坊主、雪食凹地、パイプメント、風食裸地、アバランチシュート、非対称山稜、非対称谷

⑧その他の地形	隆起準平原、準平原遺物、鋸歯状山稜、キレット、大規模崩壊地、崩壊地、崩壊堆積地形、土石流堆積地形、崖錐、風穴、ペディメント、鉄穴（かんな）流し跡地、高層湿原・池塘、中間湿原、低層湿原、湖沼、堰止湖、厚い段丘礫層、地層等の見える大露頭、指標テフラの見える露頭、断層露頭、不整合露頭、特徴的な稜線
---------	--

(2) 地質

- ・縮尺5万分の1地質図（産業技術総合研究所発行）を基本とし、該当するものがない場合には、同所発行の縮尺7万5千分の1又は縮尺20万分の1を収集する。
- ・以下の項目①～⑤に該当する地質のうち、公園利用上重要なもの（露頭、化石産地等の観察に適しているもの）の分布を調査するとともに、写真撮影を行い、写真撮影位置及び写角を記録する。特に重要な地質については、地質の成因、重要性（地史等を説明する背景、生物の生息・生育・植生遷移等を制限するメカニズム等）、産出する化石の年代・種類等に関する情報の収集を行う。
- ・日本列島ジオサイト地質百選（2007・2010、社団法人全国地質調査業協会連合会、特定非営利活動法人地質情報整備・活用機構）等に選定されている地質について調査するとともに、世界ジオパーク又は日本ジオパークに登録されているジオサイトについても位置、内容等を調査する。

- ①地球の地史又は日本列島の形成過程を知る上で重要な地質
- ②特徴的な生物の生息・生育基盤として重要な役割を果たしている地質（蛇紋岩、かんらん岩、石灰岩等）
- ③植生遷移の進行状況に影響を与えている地質のうち重要なもの
- ④化石（化石林）を産する地質のうち重要なもの
- ⑤典型性・希少性の観点から重要な地質

(3) 植生及び野生生物

- ・陸域については、縮尺2万5千分の1植生図（自然環境保全基礎調査植生調査）を基本とし、該当するものがない場合には、同調査の縮尺5万分の1を収集する。植生図は、必要に応じて植生自然度（自然環境保全基礎調査植生調査）別、針葉樹－落葉広葉樹－常緑広葉樹の別等の整理を行う。
- ・森林基本計画図（民有林及び国有林）等を整理し、林齢、樹種等について調査する。

- ・海域については、藻場、干潟、サンゴ礁生態系の分布を調査するとともに、必要に応じて藻場及びサンゴの被度、構成種等を調査する。また、自然海岸及び半自然海岸の分布について調査する。
- ・野生生物の分布状況を調査する。特に、以下の項目に該当する項目について調査する必要性が高い。なお、対象とする野生生物の分布情報が十分に得られない場合は、必要に応じて、当該生物種の生態特性を基に潜在的に分布する可能性が高い地域を抽出する。

- ①当該地域の固有種、絶滅のおそれのある種、南限・北限等の分布限界種、遺存種等の分布に特徴がある種が分布する地域
- ②海鳥の繁殖地・越冬地、海獣類の上陸・繁殖地、ウミガメ類の産卵地等の、多くの個体が集結する地域
- ③お花畑、湿生花園、新緑・紅葉、巨樹・巨木、鯨類が頻繁に目撃される海域等の優れた自然景観が見られる地域（巨樹・巨木については第4・6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林調査が参照できる）
- ④クマ類、大型猛禽類等のアンブレラ種や、地域を代表・象徴する野生生物の分布する地域

- ・日本の重要湿地 500（平成 14 年、環境省）、特定植物群落（第 2・3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査）、原生流域（第 5 回自然環境保全基礎調査河川調査）、重要野鳥生息地（日本野鳥の会選定）等に選定されている生態系について調査する。
- ・捕獲・採取等を禁止する動植物種の指定（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項第 11 号及び第 13 号並びに第 22 条第 3 項第 2 号）を行う場合は、指定予定の区域内に生息する動物種又は植物種の目録（インベントリ）の作成を行う。

（4）自然現象

- ・特定の場所において恒常的又は繰り返し出現するもので、以下のものの出現場所・範囲を調査するとともに、写真撮影を行い、地形図上に写真撮影位置及び写角を記述する。
- ・そのうち、特に重要なものについては、自然現象の発生メカニズム、観察できる時期・条件等に関する情報の収集を行う。

①火山現象	地獄、間欠泉、噴火、噴泥、泥火山現象、噴泉、噴泉塔、噴気、温鉱泉
-------	----------------------------------

②気象現象	霧（海霧、川霧、山霧、雲海）、氷河、万年雪、雪田、雪溪、雪形、霧氷、樹氷、結氷（御神渡）
③海洋現象	波濤、潮吹き、干満、渦潮、流水、鳴き砂
④水象現象	湧水、渦流

（5）文化景観

- ・周囲の自然環境と調和し、一体をなして存在するもので、以下のもの分布を調査するとともに、写真撮影を行い、写真撮影位置及び写角を記録する。
- ・そのうち、特に重要なものについては、伝統、伝説、いわれ、農業及び漁業の維持管理手法、行事及び祭りの手順、民謡の歌詞等に関する情報の収集を行う。

種類	景観要素
① 宗教景観	社寺、仏閣、社叢林、参詣道、修験道の霊場、教会、自然崇拜対象物（夫婦岩）等
②集落景観	漁村、山村、農村、宿場町、門前町等
③産業景観	棚田・千枚田、段々畑、美林、養殖筏、石干見（魚垣）、放牧等
④その他	史跡・遺跡、防風林、防潮林、砂防林、風俗（行事、祭り、民謡、民芸）、自然の恵みを活用した生活・食に関する文化等

2. 権利制限、産業等

（1）土地所有

- ・国有地（国有林、その他の国有地）、公有地（県有地、市町村有地、共有地、入会地）、社寺有地及び私有地の別並びにそれぞれの面積を調査する。
- ・必要に応じて法務局が管理する地籍簿又は市町村が管理する地籍調査結果、土地台帳等を基に詳細な土地所有者を調査する。

（2）法規制等

- ・以下の法規制等について、種類、名称、位置、面積及び指定年月日等を調査する。
 - ①保安林、保護林、緑の回廊（国有林）
 - ②砂防指定地、採石権設定箇所、採石場、鉱区（試掘、採掘及び施業中の別）、温鉱泉に関する権利設定箇所

- ③文化財（史跡、名勝及び天然記念物について、国指定、都道府県指定及び市町村指定）
- ④海岸保全区域、近郊緑地保全区域、河川区域
- ⑤土地利用基本計画における五地域区分及び細区分
- ⑥鳥獣保護区（国指定及び都道府県指定）、国内希少野生動植物種、生息地等保護区
- ⑦景観計画区域、分譲地
- ⑧演習場等

（3）産業

- ・以下の産業等の実施状況について位置、内容等を調査する。
 - ①森林施業方法（育成単層林、育成複層林及び天然生林）、伐採方法、伐期等
 - ②漁業権設定海域（共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権）、保護水面、港湾区域、漁港区域等
 - ③鉱山、精錬所、採石地等
 - ④発電所（鉄管路、導水管、堰堤等を含む）、送電線（大規模なもの）等

3. 社会状況

- ・関係する市町村における、人口、産業別就業人口、主たる産業及びこれらの推移を調査する。
- ・当該地域に関する歴史を調査する。

4. 自然環境の利用状況及び施設

- ・以下の施設等について位置及び名称を調査するとともに、各施設の管理者、年間利用者数及びその推移、最盛期1日の最大利用者数、利用期間、最大収容力、訪れる外国人の主な国籍及び使用言語等について調査する。
- ・バス、鉄道、索道、船舶等の公共交通機関の運行状況を調査する。
- ・主要都市からの交通アクセスの状況（陸海空別の所要時間、便数等）を調査する。
- ・関係市町村の年間観光客数及びその推移を調査する。
- ・エコツーリズム等の体験型利用については、実施主体、活用しているフィールドの位置、プログラム、利用者数等を調査する。
- ・対象地域内の主要な視点場（公園事業道路等の候補路線を含む）、対象地域外からの眺望のための主要な視点場からの可視領域及び視認頻度

を調査する。

- ・ 関係市町村の年間観光消費額について調査する。

種類	施設
①交通	道路（国道、県道、市町村道、林道、私道、専用自動車道、歩道、自転車道、里道（赤道・赤線））、駐車場、鉄道、軌道、索道、係留施設（埠頭、栈橋、船溜）、船舶運輸事業（航路、連絡船等）、水路（青線・普通河川）、飛行場、航空機運輸事業、給油施設、昇降機
②宿泊	宿舎（ホテル、旅館、民宿、簡易宿所、山小屋等）、野営場（テント場を含む）
③保健休養	園地、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場、乗馬施設、釣魚場、休憩所、展望施設、案内所
④教化	博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設、野外劇場
⑤衛生・その他	給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所、汚物処理施設
⑥保護	植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設